

第69号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等への派遣の対象としない職員の範囲等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の
一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成14年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削る。

第2条第2項中第4号を第6号とし、同項第3号中「引き続き勤務させることとされ、又は」を「引き続き勤務をすることとされた職員及び」に、「期限を延長することとされている職員」を「期限が延長された職員」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員を除く。)

第2条第2項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 春日市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員に春日市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員が含まれる場合におけるこの条例による改正後の第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(春日市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用される職員を除く。)」とする。

- 3 職員に令和4年改正条例附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員が含まれる場合におけるこの条例による改正後の第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「又は第22条の5第1項」とあるのは、「若しくは第22条の5第1項又は春日市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第5条第1項若しくは第2項若しくは附則第6条第1項若しくは第2項」とする。